

老齢厚生年金の支給繰上げについて

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日に応じ 65 歳まで段階的に引き上げられていますが、昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方が 60 歳到達以降、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に、年金請求を行うことにより、年金額を減額して早めに受給することができます。

在職中でも 60 歳到達以降、支給繰上げ請求をすることができますが、厚生年金保険制度に加入している場合、支給される年金の月額と賃金・ボーナスにより、年金の一部又は全部が支給停止となります。(ただし、老齢基礎年金は在職中でも支給されます。)

例：昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方

繰上げしない場合

60歳

64歳(支給開始年齢)

65歳

特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
	老齢基礎年金

60歳から繰上げした場合

60歳

65歳

繰上げ支給の老齢厚生年金	(繰上げ月数1月あたり0.5%減額：0.5%×48月＝24%減額)
繰上げ支給の老齢基礎年金	(繰上げ月数1月あたり0.5%減額：0.5%×60月＝30%減額)

～繰上げ受給にかかる主な留意点～

- ・繰上げ月数1月につき支給額が**0.5%減額**されます。この減額は一生涯続き、**請求の取り下げはできません。**
- ・必ず**老齢基礎年金**と同時に繰上げを行います。(老齢厚生年金のみの繰上げはできません。)
- ・受給資格を有する他の年金(公務員期間以外の老齢厚生年金等)も同時に繰上げ請求を行う必要があります。
- ・障害基礎年金及び事後重症による障害厚生年金の請求はできません。

※令和2年10月時点の制度により記載しています。

確定申告における医療費控除の簡素化に伴う医療費通知の発行について

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4117

平成 29 年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申請手続きに医療費等の明細書(健康保険組合から発行される医療費通知)を添付することができるようになりました。

これに伴い、公立学校共済組合千葉支部では、希望者に対し医療費通知を発行することにより対応いたします。

詳細につきましては、令和 2 年 11 月 25 日付けで所属所宛て通知の発行を予定しております。また、同時期より共済組合千葉支部 HP 内お知らせにも掲載予定です。

事務担当者が所属所で希望者を取りまとめの上、希望者名簿を FAX または郵送により提出してください。

【申請期限：令和 2 年 12 月 21 日(月)】